○厚生労働省告示第三百二十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、動力プレス特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十四日　厚生労働大臣　上野賢一郎

動力プレス特定自主検査基準

一　この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百三十五条の三第一項に規定する特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

二　特定自主検査は、別表第一から別表第三までの左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、これらの表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。ただし、別表第一のハの項目は、平成二十三年七月一日以降に製造された動力プレスに限り、行うものとする。

別表第１　機械プレス

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1 機械本体	⑴　外見	①　本体各部について亀裂、損傷その他の外見上の異常の有無を調べる。	①　亀裂、損傷その他の外見上の異常がないこと。
		②　スパナ等により、本体各部（基礎、本体下部のピット及びクラウン上部を含む。）のボルト及びナットの締付け状態を調べる。	②　適正に締め付けられていること。
	⑵　潤滑系統	給油の状態を調べる。	潤滑系統の機能が正常で、かつ、確実に給油されていること。
2 動力伝達装置	⑴　クランクシャフト等及びその軸受	①　損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　機械を運転し、クランクシャフト等の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
	⑵　フライホイール及び主歯車並びにその軸受	①　亀裂、損傷その他の外見上の異常の有無を調べる。	①　亀裂、損傷その他の外見上の異常がないこと。
		②　機械を運転し、異音、横振れ及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音、横振れ及び異常発熱がないこと。
		③　①及び②の検査の結果、異常があるときは、横振れ量を測定する。	③　図１において、フライホイール（主歯車があるときは、主歯車。）（以下「フライホイール等」という。）の横振れ量の実測値（単位：ミリメートル）を、当該横振れ量を測定した位置から当該フライホイール等の回転軸までの距離（単位：ミリメートル）で除し、500ミリメートルを乗じた値（図１のａに同じ。）が、フライホイール等がすべり軸受の場合には１ミリメートル以下、主歯車等が転がり軸受の場合には0.5ミリメートル以下であること。
	⑶　回転カムスイッチ駆動部分	①　手回し、惰走等により、がた、摩耗及び取付けの緩みの有無を調べる。	①　がた、摩耗及び取付けの緩みがないこと。
		②　回転カムスイッチがチェーン駆動の場合には、チェーンの張り具合を調べる。	②　張り具合が正常な状態であること。
	⑷　その他部品	機械を運転し、軸受、歯車、伝導軸等の亀裂、損傷その他の外見上の異常の有無を調べる。	亀裂、損傷その他の外見上の異常がないこと。
3 スライディングピンクラッチ	⑴　クラッチピン	①　クラッチピンを取り外し、図２に示すとおり、Ｒゲージにより、摩耗により丸くなった部分を測定する。	①　プレスの圧力能力が、300キロニュートン以下の場合には摩耗により丸くなった部分が３Ｒ（Ｒの単位はミリメートルとする。以下同じ。）以下、300キロニュートンを超え1,000キロニュートン以下の場合には４Ｒ以下、1,000キロニュートンを超える場合には５Ｒ以下であること。
		②　破損及び亀裂の有無を調べる。	②　破損及び亀裂がないこと。
	⑵　クラッチピンの当て金	①　ボス面に取り付けてある当て金について、図３に示すとおり、Ｒゲージにより、摩耗により丸くなった部分を測定する。	①　プレスの圧力能力が、300キロニュートン以下の場合には摩耗によって丸くなった部分が２Ｒ以下、300キロニュートンを超え1,000キロニュートン以下の場合には３Ｒ以下、1,000キロニュートンを超える場合には４Ｒ以下であること。